

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：天童市

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

- 山形県地域公共交通計画<施策・事業3-2-1>地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
 - ・地域公共交通会議等おける、市内交通ネットワークの課題に関する年1回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（天童市）
- 山形県地域公共交通計画<施策・事業1-1-1><1-2-1>によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。（天童市、事業者）
 - ・GTFS-JP（GTFS-RT）の作成・提供（天童市）
- 山形県地域公共交通計画の<施策・事業3-1-1>に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（天童市）
 - ・地域公共交通計画の<施策・事業2-1-1>によって導入される交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発（天童市）
 - ・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討（天童市、事業者）
- その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
 - ・地域住民に対して市内公共交通に関するアンケートを実施し、分析を行う。（天童市）

2. 運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

○山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標2の天童市相当分の達成

- ・県全体目標値（目標年度 R7 年度末）

RESASの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人

- ・天童市目標値（目標年度 R7 年度末）

県外 4,200 人、県内 2,800 人（直近年度の実績：県外 3,781 人、県内 2,467 人）

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標3の天童市相当分の達成

- ・県全体目標値（目標年度 R7 年度末）

市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人

- ・天童市の目標値（目標年度 R7 年度末）

0.70 回／人（直近年度の実績 35,678 人、0.57 回／人）

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標4の天童市相当分の達成

- ・県全体目標値（目標年度 R7 年度末）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）

路線バス：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）

コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）

デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）

タクシー：1 億円（直近年度の実績 3,000 千円）

- ・天童市目標値（目標年度 R7 年度末）

（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）

路線バス：3,000,000 円（直近年度の実績 2,708,000 円）

デマンド交通：26,700,000 円（直近年度の実績 21,900,000 円）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標：デマンド）

中部線（旧北部線）（国庫補助対象路線）の年間利用者数：400 人以上（直近年度の実績 853 人）

長岡線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：600 人以上（直近年度の実績 460 人）

荒谷・干布線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：1,000 人以上（直近年度の実績 937 人）

成生・蔵増区域（国庫補助対象路線）の年間利用者数：3,000 人以上（直近年度の実績 2,479 人）

寺津・高掬区域（国庫補助対象路線）の年間利用者数：1,500 人以上（直近年度の実績 931 人）

津山・天童原区域（国庫補助対象路線）の年間利用者数：1,200 人以上（直近年度の実績 582 人）

山口・田麦野区域（国庫補助対象路線）の年間利用者数：3,200 人以上（直近年度の実績 3,137 人）

3 社合同運行のため、以下全体での

全体の収支率：97.00%以上（直近年度の実績 97.07%）

全系統への天童市負担額 26,700,000 円（直近年度の実績 21,900,000 円）

○事業の効果

- ・上記路線を維持することにより、旧田麦野集落等の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新の RESAS の数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、天童市公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るデマンド全システムについて、その運行に係る費用総額 24,470 千円のうち、天童市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、全システムへの上記天童市の補助金額も含めた「別紙（山形縣市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する天童市の負担については、山形縣市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

5. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（1）事業の目標

該当なし

（2）事業の効果

該当なし

7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 6」を作成し添付

8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論

○ 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会）

<令和 3 年度>

- ・ 令和 3 年 6 月 28 日（第 1 回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論
- ・ 令和 3 年 8 月 25 日（第 2 回）：地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論
- ・ 令和 4 年 1 月 31 日（第 3 回）：令和 3 年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
- ・ 令和 4 年 3 月 24 日（第 4 回）：令和 4 年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫

補助金の手続き等について

<令和4年度>

- ・令和4年6月27日（第1回）：地域公共交通計画の修正等についての議論

○ 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）

<令和3年度>

山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山）

- ・令和3年11月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更
- ・令和4年1月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更
- ・令和4年2月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更
- ・令和4年3月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更

○ 天童市地域公共交通会議

<令和3年度>

- ・令和4年1月13日：予約制乗合タクシーの運行方法等の変更（案）について

○ 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会

- ・令和3年4月20日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により天童市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付

12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要

【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

(2) 交通手段の検討状況

該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山形県天童市老野森1-1-1

(所 属) 生活環境課

(氏 名) 中村 俊晶

(電 話) 023-654-1111

(e-mail) seikatsu@city.tendo.yamagata.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
天童市	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(1) 中部線	天童 南駅	久野本	天童 市役 所前	往 20.8km 復 20.8km	241日	287回			路線不定 期運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③
	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(2) 長岡線	福祉 セン ター前	長岡	わくわ くラン ド	往 24.2km 復 24.2km	241日	193回			路線不定 期運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③
	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(3) 荒谷・干布線	天童 市役 所前	干布・ 荒谷	わくわ くラン ド	往 30.0km 復 30.0km	241日	385回			路線不定 期運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③
	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(4) 成生・蔵増区域		成生・ 蔵増地 区		往 km 復 km	241日	1203回			区域運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③
	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(5) 寺津・高揃区域		寺津・ 高揃地 区		往 km 復 km	241日	916回			区域運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
天童市	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(6) 津山・天童原区域		津山・ 天童原 地区		往 km 復 km	241日	386回			区域運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒江江線と 接続	③
	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(7) 山口・田麦野区域		山口・ 田麦野 地区		往 km 復 km	241日	1832回			区域運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒江江線と 接続	③
						往 km 復 km	日	回						
						往 km 復 km	日	回						
						往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
天童市	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(1) 中部線	天童 南駅	久野本	天童 市役 所前	往 20.8km 復 20.8km	239日	285回			路線不定 期運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③
	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(2) 長岡線	福祉 セン ター前	長岡	わくわ くラン ド	往 24.2km 復 24.2km	239日	191回			路線不定 期運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③
	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(3) 荒谷・干布線	天童 市役 所前	干布・ 荒谷	わくわ くラン ド	往 30.0km 復 30.0km	239日	382回			路線不定 期運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③
	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(4) 成生・蔵増区域		成生・ 蔵増地 区		往 km 復 km	239日	1193回			区域運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③
	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(5) 寺津・高揃区域		寺津・ 高揃地 区		往 km 復 km	239日	908回			区域運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
天童市	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(6) 津山・天童原区域		津山・ 天童原 地区		往 km 復 km	239日	383回			区域運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒江江線と 接続	③
	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(7) 山口・田麦野区域		山口・ 田麦野 地区		往 km 復 km	239日	1817回			区域運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒江江線と 接続	③
						往 km 復 km	日	回						
						往 km 復 km	日	回						
						往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
天童市	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(1) 中部線	天童 南駅	久野本	天童 市役 所前	往 20.8km 復 20.8km	239日	285回			路線不定 期運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③
	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(2) 長岡線	福祉 セン ター前	長岡	わくわ くラン ド	往 24.2km 復 24.2km	239日	191回			路線不定 期運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③
	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(3) 荒谷・干布線	天童 市役 所前	干布・ 荒谷	わくわ くラン ド	往 30.0km 復 30.0km	239日	382回			路線不定 期運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③
	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(4) 成生・蔵増区域		成生・ 蔵増地 区		往 km 復 km	239日	1193回			区域運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③
	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(5) 寺津・高揃区域		寺津・ 高揃地 区		往 km 復 km	239日	908回			区域運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
天童市	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(6) 津山・天童原区域		津山・ 天童原 地区		往 km 復 km	239日	383回			区域運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒江江線と 接続	③
	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(7) 山口・田麦野区域		山口・ 田麦野 地区		往 km 復 km	239日	1817回			区域運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒江江線と 接続	③
						往 km 復 km	日	回						
						往 km 復 km	日	回						
						往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

区域 乗合型 時刻表 一般料金:500円 割引料金:300円 小学生料金:250円

成生・蔵増区域の自宅から市内各指定目的地への運行
 ご注意：乗降可能な目的地をご確認のうえ、ご利用ください。

行きの便	成生・蔵増区域 → 目的地			
1回目	2回目	3回目	4回目	
8:00~8:30	9:20~10:00	13:10~13:40	14:20~14:50	

市内各目的地から成生・蔵増区域の自宅への運行

帰りの便	目的地 → 成生・蔵増区域			
1回目	2回目	3回目	4回目	
10:50~11:20	12:00~12:30	15:30~16:00	16:50~17:20	

●お住まいの住所
 交り江一丁目～五丁目、柏木町一丁目～三丁目、大字小関、大字高木、大字成生、大字大清水、大字大町、大字今町、小関一丁目、小関二丁目、大字久野本（線路西）、大字蔵増、大字矢野目、大字塚野目、大字高野辺、大字窪野目

寺津・高揃区域の自宅から市内各指定目的地への運行
 ご注意：乗降可能な目的地をご確認のうえ、ご利用ください。

行きの便	寺津・高揃区域 → 目的地			
1回目	2回目	3回目	4回目	
8:00~8:40	9:20~10:00	13:30~14:00	14:40~15:10	

市内各目的地から寺津・高揃区域の自宅への運行

帰りの便	目的地 → 寺津・高揃区域			
1回目	2回目	3回目	4回目	
10:50~11:30	12:10~12:50	15:40~16:10	16:50~17:10	

●お住まいの住所
 大字寺津、大字藤内新田、大字高揃、大字清池、大字長岡、大字芳賀（線路西）

津山・天童原区域の自宅から市内各指定目的地への運行
 ご注意：乗降可能な目的地をご確認のうえ、ご利用ください。

行きの便	津山・天童原区域 → 目的地		
1回目	2回目	3回目	
8:40~9:10	10:10~10:40	15:00~15:30	

市内各目的地から津山・天童原区域の自宅への運行

帰りの便	目的地 → 津山・天童原区域		
1回目	2回目	3回目	
11:30~12:00	13:40~14:10	16:10~16:40	

●お住まいの住所
 乱川一丁目～四丁目、北久野本一丁目～五丁目、大字山元、大字員津、大字東善寺、大字老野森、大字久野本（線路東）

山口・田麦野区域の自宅から市内各指定目的地への運行
 ご注意：乗降可能な目的地をご確認のうえ、ご利用ください。

行きの便	山口・田麦野区域 → 目的地			
1回目	2回目	3回目	4回目	
8:00~8:40	9:00~9:40	13:10~13:50	14:10~14:50	

市内各目的地から山口・田麦野区域の自宅への運行

帰りの便	目的地 → 山口・田麦野区域			
1回目	2回目	3回目	4回目	
11:00~11:40	12:20~13:00	15:40~16:20	16:50~17:30	

●お住まいの住所
 大字山口、大字川原子、大字乱川、大字道満、大字田麦野

■割引料金対象者
 中学生・65歳以上の方・障がい者手帳をお持ちの方、未就学児無料

●指定目的地

公共機関
市役所
図書館
福祉センター
ゆびあ
はな駒荘
ひまわり園
県総合運動公園
市スポーツセンター
県総合交通安全センター
子育て未来館げんキッズ
道の駅・天童温泉（もりーな）
西沼田遺跡公園
JR天童駅
JR乱川駅
JR天童南駅
JR高揃駅
天童郵便局
北久野本郵便局
成生郵便局
蔵増郵便局
塚野目簡易郵便局
寺津郵便局
山口郵便局
高揃郵便局
天童北部小学校
成生小学校
蔵増小学校
寺津小学校
津山小学校
山口小学校
高揃小学校
市内中学校4校
天童高校
市立天童南部公民館
市立成生公民館
市立蔵増公民館
市立寺津公民館
市立津山公民館
市立田麦野公民館（ぼんぼこ）
市立山口公民館
市立高揃公民館
市立長岡公民館

※利用できる公民館分館につきましては、予約の時にご確認ください。

医療機関
総合病院、一般病院、歯科医院等市内全ての医療機関

金融機関・スーパーマーケット
利用できる金融機関、スーパーマーケットにつきましては、予約の時にご確認ください。

商店街等
下記の商店街等をご利用の方は、予約の時に最寄りの目的地をご確認ください。
山口商店会、グリーンモール天童商店街、北本町商店街、ニューてんどう商店街、天童中央商店街、くのも商店会、天童温泉商店会、王将通り商店街

その他
健康増進施設のぞみ、明幸園、清幸園、あこがれ、さくらホーム天童

天童市 予約制乗合タクシー [ドモス]
DOMOSU 予約の仕方

①事前に

- 会員登録はお済みですか？
- 利用便はお決まりですか？
- 利用日はお決まりですか？
- 行き先はお決まりですか？

②会員証を準備します



会員番号は何番ですか？
 ※会員証をなくした場合は、再発行できます



こちらの番号におかけください。

③予約の連絡をします

☎023-652-0755
 9:00～18:00（土曜日は休み）

- 会員番号 「会員番号は〇〇〇〇です。」
- お名前 「名前は、〇〇〇〇です。」
- お住まい 「住所は、〇〇〇〇です。」
- 利用日 「〇月〇日に、利用します。」
- 行きの予約 「行きの便は、〇回目です。」
- (停留所・目的地) 「〇〇から〇〇まで行きます。」
- 帰りの予約 「帰りの便は、〇回目です。」



ドモス DOMOSUが便利になります 令和4年4月1日～

天童市 予約制乗合タクシー

DOMOSU を **利用してみませんか**

令和4年4月1日
 大幅に見直し



お住まいの住所によって
 2通りの利用方法があります

- ① 路線乗合型
- ② 区域乗合型

天童市 予約制乗合タクシー DOMOSU [ドモス] ご利用方法について

あらかじめの準備	利用日時・目的地が決まったら	受付時間
①会員登録 事前に会員登録が必要です。 必要書類：身分証明書、障がい者手帳（お持ちの方） 受付場所：天童市乗合タクシー総合センター、天童市役所（市民部生活環境課）、各市立公民館	②予約 利用日の1週間前から前日までの間に予約をしてください。10:00以降の便は、当日の1時間前まで予約が可能です。 予約方法：電話、Eメール、FAX、Web Webは令和4年度 稼働予定	9:00～18:00（土曜日は休所日） ※電話以外の予約は17:00まで 運行日：月曜日～金曜日 （祝日、8月13日～16日、12月29日～1月3日は運休） ③乗車 予約した場所にタクシーまたはジャンボタクシーが迎えに来ます。降りる際に、料金をお支払いください。

ご不明な点等ございましたら下記までお気軽にお問い合わせください。

問合せ 予約先 **☎652-0755** 天童市乗合タクシー総合センター
 FAX 652-0756 Eメール domosu@amail.plala.or.jp 受付時間/9:00～18:00
 天童市東本町3-2-18（土曜日は休所日）

路線 乗合型 時刻表

一般料金: 300円 割引料金: 200円 小学生料金: 150円

■割引料金対象者
中学生・65歳以上の方・障がい者手帳をお持ちの方、
未就学児無料

① 中部線

1回目	2回目	4回目	No.	↑ 停留所名	3回目	5回目	6回目
行き (往路) / 始点		1		天童南駅	帰 (復路) / 終点		
			2	天童駅前	11:30	15:40	17:10
			3	天童中部小学校前			
			4	久野本水源地			
			5	天童高校	↑	↑	↑
8:00	9:20	13:30	6	東久野本北			
			7	天童警察署北	11:20	15:30	17:00
			8	美術館東口			
			9	図書館前			
			10	福祉センター前			
			3	天童中部小学校前			
			4	久野本水源地			
			11	久野本水源地北			
			12	久野本公園口			
			13	市営久野本住宅口	↑	↑	↑
			14	東北労働金庫前			
8:10	9:30	13:40	15	天童郵便局北			
			16	天童郵便局南	11:10	15:20	16:50
			17	市役所北			
			9	図書館前			
			18	泉町李田公園前			
			19	篠田病院前 ※			
			20	はな駒荘 ※			
			21	わくわくランド	↑	↑	↑
			22	山交天童車庫前			
			23	吉岡病院前			
8:20	9:40	13:50	24	東北電力前	11:00	15:10	16:40
			25	天童市役所前			
			26	東本町			
			2	天童駅前			
			27	本町			
			28	南部小学校北	↑	↑	↑
			29	駅西公園前			
			30	天童市民病院			
8:30	9:50	14:00	29	駅西公園前	10:50	15:00	16:30
			31	天童駅西郵便局前			
			32	天童駅西			
			33	市スポーツセンター			
			10	福祉センター前			
8:40	10:00	14:10	10	福祉センター前			
			25	天童市役所前			

※帰りは順番入替
通過順は、6便中3便は逆回り

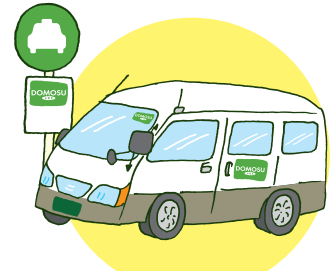
お住まいの住所

- 南 部** 北目一丁目～四丁目、一日町一丁目～四丁目、三日町一丁目～二丁目、仲町一丁目、五日町一丁目～二丁目、田鶴町一丁目～四丁目、南町一丁目～三丁目、
 - 中 部** 駅西一丁目～五丁目、南小畑一丁目～六丁目、芳賀タウン北一丁目～六丁目、本町一丁目～二丁目、小路一丁目～二丁目、東本町一丁目～二丁目、老野森一丁目～三丁目、久野本一丁目～五丁目、東久野本一丁目～三丁目、泉町一丁目～二丁目、糠塚一丁目～三丁目、天童中一丁目～三丁目、桜町
 - 津 山** 鎌田一丁目～二丁目、鎌田本町一丁目～三丁目、鎌町一丁目～二丁目、東本町三丁目
 - 高 橋** 芳賀タウン南一丁目～六丁目
 - 長 岡** 中里一丁目～七丁目、東長岡一丁目～四丁目、長岡北一丁目～四丁目、東芳賀一丁目～三丁目、清池東一丁目～二丁目、石鳥居、石鳥居一丁目～二丁目
 - 干 布** 大字奈良沢、大字原町、大字上萩野戸、大字下萩野戸、大字干布
 - 荒 谷** 大字荒谷
- ※ 天童市外の方も利用できます。

② 長岡線

1回目	2回目	4回目	No.	↑ 停留所名	3回目	5回目	6回目
行き (往路) / 始点		1		福祉センター前	帰 (復路) / 終点		
			2	図書館前	12:10	15:40	16:50
			3	天童市役所前			
			4	東北電力前	↑	↑	↑
			5	吉岡病院前			
8:40	10:10	14:00	6	温泉南	12:00	15:30	16:40
			7	篠田病院前 ※			
			8	はな駒荘 ※			
			9	わくわくランド			
			10	桜町			
			11	上北目公民館口			
			12	ららパーク			
			13	パナソニック前			
			14	東芳賀三丁目			
			15	東芳賀			
			16	和久井公園前			
			17	長岡小学校北			
8:50	10:20	14:10	18	長岡小学校南			
			19	中里グリーンベルト北			
			20	中里グリーンベルト南			
			21	創学館高校前			
			22	中里			
			23	長岡南町			
			24	長岡中町			
			25	東長岡			
			26	長岡北			
			27	県総合運動公園前	↑	↑	↑
			28	芳賀諏訪神社前			
			29	陸橋南			
			30	天童南駅	11:50	15:20	16:30
			31	イオンモール天童口			
			32	南小畑公民館南			
			33	南小畑東公園口			
			34	天童市民病院			
			35	駅西公園前			
			36	天童駅西郵便局前			
			37	市スポーツセンター			
			38	天童駅前	↑	↑	↑
			39	東本町			
			1	福祉センター前			
9:00	10:30	14:20	2	図書館前	11:40	15:10	16:20
			3	天童市役所前			
			4	東北電力前			
			5	吉岡病院前			
			6	温泉南			
			7	篠田病院前 ※			
			8	はな駒荘 ※			
			9	わくわくランド			
9:10	10:40	14:30	1	福祉センター前			
			2	図書館前			
			3	天童市役所前			
			4	東北電力前			
			5	吉岡病院前			
			6	温泉南			
			7	篠田病院前 ※			
			8	はな駒荘 ※			
			9	わくわくランド			

※帰りは順番入替
通過順は、6便中3便は逆回り



③ 荒谷・干布線

1回目	2回目	4回目	No.	↑ 停留所名	3回目	5回目	6回目
行き (往路) / 始点		1		天童市役所前	帰 (復路) / 終点		
			2	東北電力前	12:10	14:50	16:20
			3	吉岡病院前			
			4	温泉南			
			5	篠田病院前 ※	↑	↑	↑
			6	はな駒荘 ※			
			7	わくわくランド	12:00	14:40	16:10
			8	桜町			
			9	上北目公民館口			
			10	県総合運動公園北口			
			11	原町西			
			12	八幡神社前			
			13	奈良沢口			
			14	ごくらく園前			
			15	奈良沢南			
			16	石倉北			
			17	石倉公民館前			
			18	萩野戸入口			
			19	上萩野戸公民館前	↑	↑	↑
			20	上萩野戸公民館前			
			21	上萩野戸			
8:50	10:20	13:00	22	荒谷東	11:50	14:30	16:00
			23	上荒谷公民館前			
			24	上荒谷			
			25	八千代台さくら公園			
			26	八千代台いちょう公園			
			27	八千代台団地			
			28	荒谷小学校前			
			29	荒谷四辻西			
			30	荒谷			
			31	あこがれ前			
			32	あこがれ口			
			33	萩の戸四辻			
			34	片羽			
			35	出田原			
			13	奈良沢口	↑	↑	↑
			12	八幡神社前			
			11	原町西			
			10	県総合運動公園北口	11:40	14:20	15:50
			36	ららパーク			
			37	パナソニック前			
			38	升賀			
			39	北目口			
			40	一日町			
			41	五日町			
			42	寒河江街道			
			43	青年の家前			
			44	南部小学校北			
			45	駅西公園前			
			46	天童市民病院			
			47	天童駅西郵便局前	↑	↑	↑
			48	市スポーツセンター			
			49	天童駅前			
			50	本町公民館前	11:30	14:10	15:40
			51	福祉センター前			
			1	天童市役所前			
			2	東北電力前			
			3	吉岡病院前			
			4	温泉南			
			5	篠田病院前 ※			
			6	はな駒荘 ※			
			7	わくわくランド			

※帰りは順番入替/通過順は、6便中3便は逆回り



天童市 予約制乗合タクシー
DOMOSU 路線乗合型
ドモズ 路線図

《凡 例》
— ① 中 部 線
— ② 長 岡 線
— ③ 荒 谷・干 布 線

公共交通問合せ
☎654-1111 内線275
天童市市民部生活環境課

問合せ 予約 **652-0755**
FAX 652-0756 Eメール domosu@amail.plala.or.jp

天童市乗合タクシー総合センター
受付時間/ 9:00 ~ 18:00
(土曜日は休所日)

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	天童市
-------	-----

(単位:人)

人 口	
人口集中地区以外	22,490
交通不便地域等	140

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
140	旧田麦野村	山村振興法第7条第1項

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度

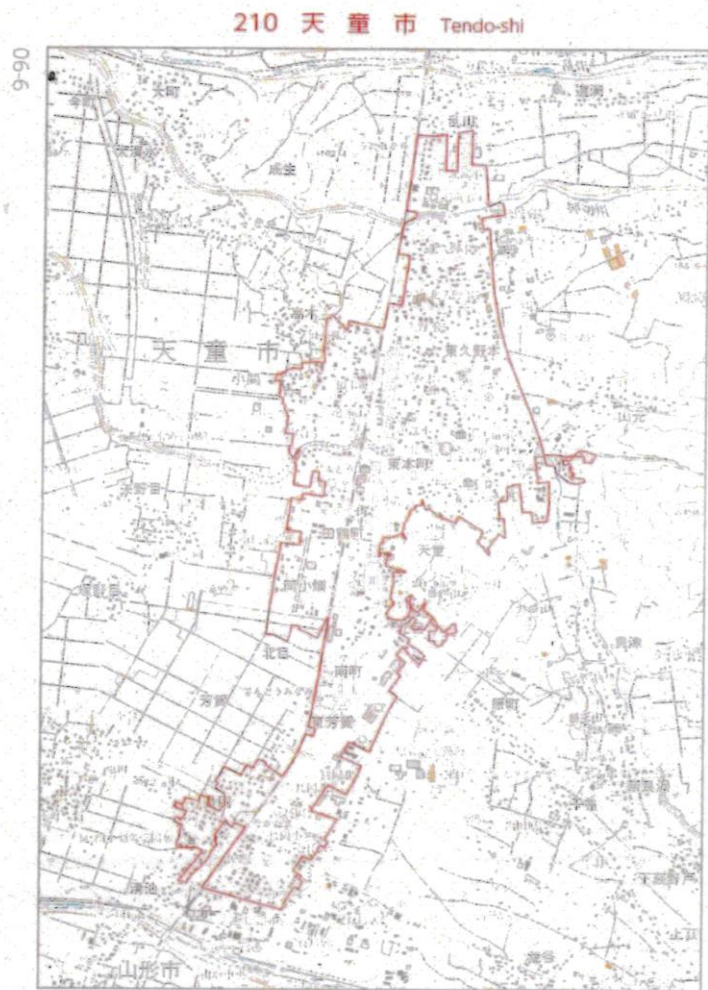
(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

人口集中地区以外の地区（枠外）



交通不便地域

